

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿 1-25-1	1-000300

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 6 年 6 月 7 日～令和 6 年 7 月 6 日 (1 ヶ月)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事

4. 事実概要

大成建設(株)は、「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)工事」において、作業員(一次下請け)が負傷した労災事故について、所轄の鯉沢労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないところ、令和 5 年 7 月 4 日に至るまで提出しなかったとして、同社使用人が労働安全衛生法違反により、令和 6 年 3 月 26 日、鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 29 年要領第 3 号)別表第 2 第 15 号(不正又は不誠実な行為)ア(業務に関し、法令に違反したとき)に該当する。

〈指名停止等措置要領別表第 2〉

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき ア 業務に関し、法令に違反したとき。 イ・ウ 省略	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (直通)